

会名・分類	区分	領域・教科	実施月日	氏名
2021対策4月～	勉強会実力養成	教育法規 1		

問1 次の文は、日本国憲法の前文です。□に正しい語句を入れなさい。

日本国民は、□1に選挙された□2における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、我が国全土にわたって□3のもたらす恵沢を確保し、□4の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに□5が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な□6によるものであってその□7は国民に由来し、その権力は□8がこれを行使し、その□9は国民がこれを享受する。これは人類□10の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、□11を排除する。

日本国民は、□12の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な□13を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の□14に信頼して、われらの□15を保持しようとして決意した。われらは、平和を維持し、専制と□16、□17と偏狭を地上から永遠に除去しようとして努めている国際社会において、名誉ある□18を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と□19から免かれ、平和のうちに□20する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治□21の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の□22を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の□23であると信ずる。

日本国民は、国家の□24にかけ、全力をあげてこの崇高な□25を達成することを誓ふ。

問2 次の文は、日本国憲法に照らして、正しいか否か答えなさい。

- 26 国民は、すべての基本的人権の保障を妨げられない
- 27 この憲法が国民に保障する基本的人権は、国民の不断の努力によって、これを保障しなければならない。
- 28 国民は、これを濫用してはならないのであって、常に国民の福祉のためにこれを利用する。
- 29 すべて国民は、人間として尊重される。
- 30 生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最低限度の尊重を必要とする。
- 31 すべて国民は、憲法の下に平等である。
- 32 (すべて国民は、)人種、信条、性別、言語、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

問3 次の文は、日本国憲法に照らして、正しいか否か答えなさい。

- 33 すべて公務員は、全体の奉仕者であって、権力を悪用してはならない。
- 34 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は地方公共団体に、その賠償を求める事ができる。
- 35 思想及び良心の自由は、すべての国民に与えられる。
- 36 信教の自由は、何人に対しても平等に与えられる。
- 37 何人も、公共の精神に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 38 すべて国民は、健康で文化的なごく普通の生活を営む権利を有する。

問4 次の文は、教育基本法の前文に照らして、正しいか否か、答えなさい。

- 39 我々日本国民は、不断の努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに・・・
- 40 世界の平和と人類の繁栄の向上に貢献することを願うものである。
- 41 我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する
- 42 (我々は、) 伝統を継承し、個性豊かな文化の創造を目指す教育を推進する。
- 43 (我々は、) 我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

問5 次の文は、教育基本法の各条文に照らして、正しいか否か、答えなさい。

- 44 教育は、人格の完成を目指し、平和で文化的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
- 45 教育は、その目的を実現するため、個人の尊厳を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
- 46 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う(こと)。
- 47 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の福祉に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 48 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保護に寄与する態度を養うこと。

- 49 伝統と文化を継承し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 50 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな感性と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 51 国民一人一人が、自己の人格を磨き、前途洋々の人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。
- 52 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、政治的関係または門地によって、教育上差別されない。
- 53 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な措置を講じなければならない。
- 54 国及び地方公共団体は、修学の意思があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。
- 55 国民はその保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務と責任を負う。
- 56 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な生活習慣を養うことを目的として行われるものとする。
- 57 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その機会を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 58 義務教育については、授業料を徴収しない。
- 59 法律に定める学校は、公教育の義務を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
- 60 (法律に定める)学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。
- 61 大学は、学術の中心として、高い教養と研究意欲を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 62 私立学校の有する教育の目的と学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

- 63 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と勉学に励み、その職責の遂行に努めなければならない。
- 64 (前項の) 教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と育成の充実が図られなければならない。
- 65 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な規律を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 66 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な教育施設その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。
- 67 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって学校教育の振興に努めなければならない。
- 68 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの責任と義務を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。
- 69 良識ある公民として必要な政治的識見は、教育上尊重されなければならない。
- 70 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに賛同するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。
- 71 宗教に関する信仰の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。
- 72 法律に定める学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。
- 73 教育は、不当な介入に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
- 74 国及び違法公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な法制上の措置を講時なければならない。

問 1	1	1 4	
	2	1 5	
	3	1 6	
	4	1 7	
	5	1 8	
	6	1 9	
	7	2 0	
	8	2 1	
	9	2 2	
	1 0	2 3	
	1 1	2 4	
	1 2	2 5	
	1 3		
問 2	2 6	3 0	
	2 7	3 1	
	2 8	3 2	
	2 9	3 3	
	3 4		
	3 5		
	3 6		
	3 7		
	3 8		
問 3	3 9	4 2	
	4 0	4 3	
	4 1		
問 4	4 4	6 0	
	4 5	6 1	
	4 6	6 2	
	4 7	6 3	
	4 8	6 4	
	4 9	6 5	
	5 0	6 6	
	5 1	6 7	
	5 2	6 8	
	5 3	6 9	
	5 4	7 0	
	5 5	7 1	
	5 6	7 2	
	5 7	7 3	
	5 8	7 4	
5 9			

2021対策 4月～	教育法規1 正解表	月日
------------	-----------	----

問 1	1	正当	1 4	公正と信義
	2	国会	1 5	安全と生存
	3	自由	1 6	隷従
	4	政府	1 7	偏狭
	5	主権	1 8	名誉
	6	信託	1 9	欠乏
	7	権威	2 0	生存
	8	国民の代表者	2 1	道徳
	9	福利	2 2	主権
	1 0	普遍	2 3	責務
	1 1	法令及び詔勅	2 4	名誉
	1 2	恒久	2 5	理想と目的
	1 3	理想		
問 2	2 6	× 保障→享有 第 11 条	3 0	× 最低限度→最大 13 条
	2 7	× 基本的人権→自由及び権利 12 条	3 1	× 憲法→法 14 条
	2 8	× 国民→公共 12 条	3 2	× 言語 をトル 14 条
	2 9	× 人間→個人 13 条		
	3 3	× 権力を悪用してはならない→一部の奉仕者ではない		15 条
	3 4	× 地方公共団体→公共団体		17 条
	3 5	× すべての国民に与えられる→これを侵してはならない		19 条
	3 6	× 平等に与えられる→これを保障する		20 条
	3 7	× 精神→福祉		22 条
3 8	× ごく普通の→最低限度の		25 条	
問 3	3 9	× 不断の→たゆまぬ	4 2	× 個性豊かな→新しい
	4 0	× 繁栄→福祉	4 3	○
	4 1	○		
問 4	4 4	× 文化的な→民主的な 1 条	6 0	○ 6 条 2
	4 5	× 個人の尊厳→学問の自由 2 条	6 1	× 研究意欲→専門的能力 7 条
	4 6	× 自立→自律 二	6 2	× 教育の目的→公の性質 8 条
	4 7	× 福祉→精神 三	6 3	× 勉学→修養 9 条
	4 8	× 保護→保全 四	6 4	× 育成→研修 9 条 2
	4 9	× 継承→尊重 五	6 5	× 規律→習慣 10 条
	5 0	× 感性→情操 一	6 6	× 教育施設→環境の整備 11 条
	5 1	× 文化的な→民主的な 3 条	6 7	× 学校教育→社会教育 12 条 2
	5 2	× 政治的関係→経済的地位 4 条	6 8	× 責任と義務→役割と責任 13 条
	5 3	× 措置→支援 2	6 9	× 識見→教養 14 条
	5 4	× 修学の意味→能力 3	7 0	× 賛同→反対 14 条 2
	5 5	× 義務と責任→義務 5 条	7 1	× 信仰→寛容 15 条
	5 6	× 生活習慣→資質 2	7 2	× 法律に定める→国及び地方公共団
	5 7	× 機会→水準 3		体が設置する 15 条 2
	5 8	× 義務教育の前に、国又は地方公共団体の設置する学校における		5 条 4
			7 3	× 介入→支配 16 条
	5 9	× 公教育の義務→公の性質 6 条	7 4	× 法制上→財政上 16 条 4